○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県小浜市飯盛一五二号荒神岳一の一、一五三号飯盛寺谷一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県中野市大字厚貝字大久保七八一の一から七八一の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県南佐久郡南相木村字二ツ橋六〇八五の一六、六〇八五の一九、六〇八五の二〇、六〇八六の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十三年八月五日農林省告示第千百四十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、福島県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十六年六月二十四日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
福島県	飯豊山、川治、御神楽岳、燧ヶ岳、守門岳、須原、八海山、藤原（福島県の区域に限る）	指定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○国土交通省告示第七百十八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船番	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＱＰ	142089	ＥＮＥＯＳ　ＯＣＥＡＮ		平成26. 5. 1
７ＪＲＣ	142125	橘丸		26. 5. 20
７ＪＲＩ	142144	ＢＡＯＳＴＥＥＬ　ＥＤＵＣＡＴＩＯＮ		26. 5. 13
７ＪＲＰ	142163	ＣＡＭＥＬＬＩＡ　ＤＲＥＡＭ		26. 5. 29
７ＪＲＶ	142198	第五十八福栄丸		26. 5. 27
７ＪＲＸ	142205	ＡＺＵＬ　ＢＲＩＳＡ		26. 5. 29
ＪＤ3593	142039	第四十五榊栄丸		26. 2. 17
ＪＤ3630	142090	神加丸		26. 5. 19
ＪＤ3639	142103	あかつき丸		26. 5. 19
ＪＤ3660	142135	鶴松丸		26. 5. 14
ＪＤ3671	142154	太古		26. 5. 21
ＪＤ3680	142167	光隆丸		26. 5. 19
ＪＤ3687	142175	新辰丸		26. 5. 20
ＪＤ3688	142176	如月丸		26. 5. 12
ＪＤ3693	142182	輝勝丸		26. 5. 12
ＪＤ3699	142188	光泰丸		26. 5. 20
ＪＤ3700	142189	第二十七皇安丸		26. 5. 12
ＪＤ3701	142190	みやま		26. 5. 16
ＪＤ3707	142199	新幸丸		26. 5. 13
ＪＤ3714	142209	はやて		26. 5. 28
ＪＤ3717	142216	ＨＫＬ英幸		26. 5. 28

○国土交通省告示第七百十九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船番	船舶番号	船名	取消年月日
７ＬＤＪ	133552	十七号福丸		平成26. 5. 8
ＪＡＶＳ	118519	不捨丸		26. 5. 13
ＪＧＧＡ	120069	鳥海丸		26. 5. 30
ＪＬＶＨ	136587	あさしお丸		26. 5. 16
ＪＮＦＲ	136654	日彦		26. 5. 9
ＪＥ3154	133370	みちのくインドネシア		26. 5. 19
ＪＧ4839	131192	五洋丸		26. 5. 23
ＪＧ5104	133138	師子王		26. 5. 9
ＪＧ5482	135847	しらさぎ		26. 5. 23
ＪＧ5599	136911	東興丸		26. 5. 1
ＪＨ3165	130079	第一清勝丸		26. 5. 20
ＪＨ3399	134394	第拾七富栄丸		26. 5. 8
ＪＩ3430	133402	第二十三喜久丸		26. 5. 28
ＪＪ3326	125238	鳳洋丸		26. 5. 21
ＪＪ3901	132435	竜王２		26. 5. 20
ＪＫ5035	131829	第三英裕丸		26. 5. 20
ＪＫ5328	134073	第三近祥丸		26. 5. 9
ＪＬ6254	134833	明悦丸		26. 5. 9
ＪＭ5571	129385	第三十八大栄丸		26. 5. 28
ＪＭ6003	131394	第一旭栄丸		26. 5. 27
ＪＭ6438	134530	青豊丸		26. 5. 8